

市内中小企業のデジタル化や外部人材の活用を支援します

市内中小企業などの新たな事業展開や経営基盤の確立のための、デジタル技術や外部人材の活用に必要な費用の一部を支援し、持続可能な地域経済の活性化を図ります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☑️ 下記のすべてを満たす事業者

- ・市内に店舗、工場、事業所、事務所、支店を有する中小企業など
- ・税の滞納がないこと

補助対象経費

| 外部人材活用促進補助金 | 中小企業等デジタル化促進補助金 |
|---|--|
| 交付決定日～令和6年2月29日(木)に実施する事業で、外部人材を仲介する人材マッチングサービスなどの利用料、補助金交付対象者が外部人材に支払う給与・報酬・謝礼金・業務委託費 など  ホームページ | 交付決定日～令和6年2月29日(木)に実施する事業で、デジタル技術を活用した販路開拓や、経営管理の改革につながる取り組みにかかる経費(例：経理・会計システムの導入、顧客情報の電子化、ECサイトへの出店 など)  ホームページ |

補助率 補助対象経費の2分の1(上限各20万円)

☑️ 令和6年1月31日(水)までの事業実施前に下記へ申請。

☎️ 商工観光課 ☎️・☎️(582)1131 ☎️(582)6947

先端設備等導入計画

先端設備等導入計画は、中小企業等経営強化法に基づく、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合、固定資産税の特例や金融支援などを受けることができます。

市では、平成30年度に導入促進基本計画を作成し、期限を迎えましたが、再度国の同意を得たことにより、適用期間が令和7年3月31日までとなりました。この機会にぜひ、先端設備等導入を検討してください。

☎️ 商工観光課

☎️・☎️(582)1131

☎️(582)6947

商工観光課からお知らせ 県特別高圧電力料金負担軽減支援金

県では、電気料金高騰に伴う中小企業などの負担軽減を図るため、「滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援金」の申請を受け付けます。申請要領や制度について詳しくは、県ホームページをご覧ください。

☑️ 直接受電事業者

(特別高圧電力の供給を受けている事業所などを県内に有する中小企業など)

※主な対象イメージ：工場など

・間接受電事業者

(特別高圧電力の供給を受けている県内の施設内に、事業所などを有する中小企業など)

※主な対象イメージ：商業施設内のテナントなど

☎️ 県ホームページから申請。第1期は8月9日(水)まで

☎️ 県特別高圧電力料金負担軽減支援事業 事務局

☎️(561)1154

(午前9時30分～午後5時。土・日曜日、祝日は除く)

✉️ shiga_kouatsu@bsec.jp



ホームページ

水道料金などにかかるインボイス制度への対応を開始

10月1日(日)から開始されるインボイス制度に対応するため、上下水道事業所では、以下の帳票に適格請求書発行事業者登録番号、適用税率、消費税額などを10月請求分から記載します。

- ・ご使用水量のお知らせ(はがき)
- ・水道料金下水道使用料納入通知書兼領収書

※「ご使用水量のお知らせ」(検針票)はインボイス制度に対応していません。インボイスの交付を希望する人は、水道サービスセンター[☎️(582)1144]へご連絡ください。

適格請求書発行事業者登録番号

・守山市水道事業会計 T6800020005413

・守山市下水道事業会計 T7800020005412

インボイス制度

インボイス制度は、複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

☎️ 経営総務課 ☎️(582)1136 ☎️(582)5780



国税庁
ホームページ